

平成 29 年 4 月 3 日
(2017 年)

業 者 各 位

水 道 総 務 課

市外業者の受注制限の試行について（通知）

本市水道局では、地域経済の活性化と市内業者育成の観点から受注機会の拡大を図っているところでございます。

つきましては、平成 28 年度同様、引き続き和歌山市の制度に準じて同一市外業者の受注制限の試行を行います。

なお、市外業者の受注の制限については、市長部局発注分と水道局発注分は別個のものとし、また、随意契約により受注したものは対象といたしません。

※ 和歌山市の制度については、和歌山市建設総務課ホームページ上のお知らせに掲載している平成 29 年 4 月 3 日付け建設総務課通知を参照してください。